

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-15-4

渋谷 Monostep ビル 5F

TEL：03-6427-1191 FAX：03-6427-1192

Homepage：<http://www.ys-office.co.jp>Facebook：<http://www.facebook.com/ysoffice>

## 人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

## 労働者派遣法改正に関する留意点

＜派遣受入期間制限への対応等＞

平成27年9月に労働者派遣法(以下、派遣法)が改正され、今年の9月で3年を経過します。派遣事業の許可制、派遣契約の期間の制限等、当時の改正内容がこの3年を契機に問題となることが懸念されます。今回は、派遣法の改正内容を確認し、主に派遣スタッフを受け入れる派遣先企業の視点に立って、雇用管理上の留意点を解説します。

## 1. 派遣法の改正内容

平成27年施行の改正内容のうち、特に注意すべき点として次の3つが挙げられます。

## (1) 労働者派遣事業の許可制への一本化

従来、許可制の一般労働者派遣事業と届出制の特定労働者派遣事業とに分かれていましたが、平成27年9月30日の施行日以降、その区別が廃止され、すべての派遣事業が許可制となりました。なお、施行日時点で特定労働者派遣事業を営んでいた企業は3年後の平成30年9月まではそのまま派遣事業を継続できますが、その間に新たな許可申請をしないと、今後は派遣事業を行うことができなくなります。

## (2) 派遣できる期間の制限

派遣先の事業所単位と派遣スタッフ個人単位で、派遣できる期間の制限が設けられました。

## 【派遣先の事業所単位】

同一の事業所での派遣可能期間は原則3年が限度となり、過半数労働組合等からの意見を聴いて、はじめて3年を超える派遣が可能となります。

## 【派遣スタッフ個人単位】

同一の派遣スタッフを派遣先の事業所における同一の組織単位に対し、派遣できるのは3年が限度となります。この同一の組織単位とは、業務としての類似性・関連性がある「課」や「グループ」などを指します。なお、所属する課やグループを変更すれば同じスタッフの派遣継続が可能です。

\*注1: 次のスタッフの場合には、(1)や(2)の期間制限がかからず、継続して派遣を受け入れることができます。

- ・派遣元企業に無期雇用される者
- ・60歳以上の者
- ・産休、育休等の代替で受け入れる者 等

\*注2: (1)、(2)の両方に、いわゆるクーリング期間の考え方が適用されます。労働者派遣終了と開始との間に3ヶ月超の空白期間がある場合には、派遣期間は通算されません。

## (3) 労働契約申込みみなし制度(平成24年改正)

派遣先が違法に派遣スタッフを受け入れた場合には、その時点で、派遣先が派遣スタッフに対して直接雇用の申込みをしたとみなされる制度です。派遣スタッフがこの申込み承諾すると、今までの派遣元とではなく、派遣先との間で

労働契約が成立することになります。

例えば次のようなケースで適用されます。

- ・派遣元企業が左段の許可申請手続きを怠っていた場合
- ・派遣期間の制限に違反した場合
- ・請負契約を結んでおきながら、実際は派遣先で当スタッフに指揮命令が及んでおり、労働者派遣と変わらない状態(偽装請負)の場合 等

この制度は平成24年にできたもので、平成27年10月1日より施行されています。

## 2. 派遣先企業が注意すべきこと

## (1) 派遣元企業の許可申請の有無

前述の労働契約申込みみなし制度は、派遣スタッフを直接雇用する義務が生じるということで実務へのインパクトも大きい改正内容です。これは、派遣先が「違法派遣」を受け入れた場合に適用されます。そのため、今年の9月30日以降、許可申請が済んでいない旧特定派遣の企業から派遣スタッフを受け入れると違法派遣となり、労働契約申込みみなし制度の対象となります。派遣先企業は派遣元企業の許可申請の有無をきちんと確認すべきといえます。

## (2) 事業所単位の期間制限への対応

事業所単位での派遣期間の制限を超えて、派遣スタッフを受け入れ続けた場合も同様に労働契約申込みみなし制度の対象となります。派遣先企業では、平成27年9月30日の施行日以後、最初に派遣で受け入れた時点から3年を経過する1ヶ月前までに過半数労働組合(または労働者代表)から意見を聴取することを忘れずに行うようにしましょう。意見を聴いた後は、過半数労働組合または過半数労働者の氏名、意見聴取日時、意見内容等を書面に記載し、保存することが求められます。

## (3) 派遣スタッフ個人単位の期間制限への対応

同じ課またはグループ内で派遣スタッフ個人の受入期間が3年を超えないように適正に管理することも重要です。同じ仕事で3年を超えて派遣スタッフを受け入れたいときは、別のスタッフを派遣してもらうことが考えられます。

今回の派遣法改正への対応についてご不明な点等ありましたら、弊所までお問い合わせください。

## ● コラム ●

・最近、料理にはまっています。料理教室にも通って基礎から学び、日曜日の早い時間から黙々と料理をするのが習慣になってきました。包丁の入れ方やダシのとり方、調味料の使い方等、新しく覚えることがたくさんあって楽しいです。

・夏休みですが、今年は事務所全体での休業は行わず、各人が交替で休みをとります。恐れ入りますが、私は7月30日(月)から8月3日(金)までお休みをいただきます。(山口)